

鶴岡市農業委員会第25回西部農地部会議事録

日 時 場 所	令和元年12月12日(木) 午前9時30分 鶴岡市本庁舎 6階 大会議室
出 席 農業委員	1番 五十嵐 覚 2番 坂東 陽水 3番 太田 裕徳 4番 土岐 善久 5番 重松 美鈴 6番 今野 喜好 7番 石塚 治己 8番 木村 充 9番 大池 典子 10番 鈴木 裕
出 席 推進委員	1番 小南 美弥子 2番 佐藤 康弘 3番 原田 政幸 4番 小林 真 5番 阿部 隆 6番 榎本 新悦 7番 吉住 喜之 8番 長谷川 浩之 9番 菊地 勝三 10番 阿部 元成 11番 佐藤 克久 12番 本間 誠 13番 荻原 優太 14番 五十嵐 一浩 15番 佐藤 宣夫 16番 榎本 梅藏
遅参委員	なし
早退委員	なし
欠席委員	なし
事 務 局	局長 斎藤 智博 主幹 佐藤 友志 局長補佐 池原 政志 主査 野口 みゆき 調整専門員 金内 かな 専門員 伊藤 豊 調整主任 日向 正人 鶴岡分室調整専門員 佐藤 伸 温海分室調整専門員 斎藤 朋子
議事日程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 農業者年金の裁定請求について 7. 閉会
	開 会 午前9:30
議 長	本日、欠席届はありません。遅参、早退もありません。 定足数に達しておりますので、ただ今より第25回西部農地部会を開会します。 はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、慣例により、議長から指名することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、議長の方から指名いたします。4番 土岐 善久 委員、5番 重松 美鈴 委員を指名いたします。 次に会期の決定を行います。本部会の会期は、本日一日限りとしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	<p>異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。</p> <p>それでは報告事項に入らせていただきます。</p> <p>報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について</p> <p>報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について</p> <p>報告第3号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について</p> <p>報告第4号 農地の転用事実に関する照会について</p> <p>報告第5号 農地法第4条の規定による届出申請について</p> <p>報告第6号 農地法第5条の規定による届出申請について</p> <p>を一括上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) 《報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について》
	(説 明) 《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について》
	(説 明) 《報告第3号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について》
	(説 明) 《報告第4号 農地の転用事実に関する照会について》
	(説 明) 《報告第5号 農地法第4条の規定による届出申請について》
	(説 明) 《報告第6号 農地法第5条の規定による届出申請について》
議 長	<p>報告事項ではありますが、質疑を受けたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	(発言者なし)
議 長	<p>ないようですので、報告事項ですので次に進ませていただきます。</p> <p>これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) 《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》
議 長	<p>それでは各担当委員より現地調査及び現地確認の報告をお願いします。6番 今野 喜好 委員。</p>
6番委員	<p>6番 今野です。私と佐藤康弘推進委員と事務局の3人で現地を見てきました。鶴28ですが持分1/24と書いてありますが、水沢の部落の土地ということを知っています。ちゃんと耕作されています。</p>
議 長	<p>鶴29の現地確認の報告をお願いします。2番 坂東 陽水 委員。</p>
2番委員	<p>2番 坂東です。鶴29は農地として、きちんと管理されていました。</p>
議 長	<p>鶴30に関して現地調査の報告をお願いいたします。2番 坂東 陽水 委員。</p>
2番委員	<p>2番 坂東です。鶴30も農地として、きちんと管理されていました。</p>
議 長	<p>8番 木村 充 委員</p>
8番委員	<p>8番 木村です。鶴32に関して吉住喜之推進委員と確認しました。農地としてちゃんと管理されていました。</p>
議 長	<p>これより審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。</p>

	(発言者なし)
議 長	質疑がないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案通り決しました。 続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について》
議 長	本案件につきましても現地調査の報告をお願いします。6番 今野 喜好 委員。
6番委員	6番 今野です。前に高林建材が砂を採取し優良農地にするという申請があった現場についてですが、その土地では荒地になって、葦とか松が生えてきたりしていましたので、優良農地には戻っていないような感じがしました。 所有者に返還後の作付け計画はメロンとなっていますが、所有者の住所が当該地区以外の方がおり、確実に作付けするのかを聞いているのかどうか。また防風林として機能しているこの山で、松林を伐採するとその機能が失われるのではないかと感じます。受付の際にこの辺を確認しているかどうか伺います。
事 務 局	5条転用の申請の際に営農計画書ということで、出し手の方々からメロンを作付けするというので計画書は頂いております。また一部を防風林として残す計画にはなっています。
事 務 局	ただいまの案件はあくまでも5条の一時転用の事業についての審議をしているわけで、ここについて適切に事業が行われる見込みがあるか、周辺の農地に悪影響を及ぼすようことがないか、そういったことでの審議していただくのが今の場なわけです。 今野委員から報告あったことにつきましては、この議案の件で審議する問題ではなく、農地の利用状況調査において調査してその結果から論議して対処する問題となります。栄地区の所有者がおられますが、使っていない農地もでてきているとの話も聞いておりますので、西郷地域のなかでも問題となっていて、何とかしようという事で動いていますので、そここのところで議論していただければと思いますのでよろしくお願ひします。
6番委員	はい、わかりました。
議 長	本件に関して他のかたのご意見や質問ございませんか。5番 重松 委員。
5番委員	5番 重松です。改めて現地確認の周りへの影響であるとかの報告をお願いできればと思います。
6番委員	6番 今野です。現地を調査した結果、採取には優良な農地だと思います
議 長	他にご意見や質問ございませんか。2番 佐藤 康弘 推進委員。

2番 推進委員	2番 佐藤です。議案書は砂利採取とありますが、山砂採取ではないのではないのでしょうか。
事務局	山砂も含めて砂利の扱いになります。砂利対策協議会で審議しているということでご理解いただければと思います。細かく言えば山砂です。
議長	他に質疑がないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議長	全員賛成により、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり決しました。 続きまして、議案第3号 農地利用集積計画(案)の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	(説明)《議案第3号 農地利用集積計画(案)の決定について》
議長	これより審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。5番 重松美鈴 委員。
5番委員	5番 重松です。36 ページ鶴 99、100 で解約のあった2筆のうち、47ページ鶴14で1筆の売買が出てきていますが、残りの1筆についての状況を教えてください。
事務局	今月の手続き間に合わなくて、次回以降になると思われます。 特別控除の関係で年をまたいで、の可能性もあります。
議長	他に質疑ございませんか。6番 榎本 新悦 推進委員。
6番 推進委員	6番 榎本です。温海の貸借の小作料について、10アール当たり何千円とかわかれれば教えていただきたいと思います。
事務局	温海地域では水張り面積で単価設定しているものですから、一度水張り面積で小作料を決定し、それを登記面積に直して表示しています。 農地保全管理組合相手の田んぼの場合で水稻作付けの場合は10アール当たり3,500円、転作の場合は3,000円と決まっています。温海川の田の場合は個人の担いで水張り面積あたり5,000円、大岩川の所は農事組合法人かすみのほうで、そちらのほうは6,000円で単価設定しています。
6番 推進委員	機温2は1,160円ですが。10アール当たりに換算すると少額ですが。
事務局	面積が小さいもので減額になっています。
6番 推進委員	そういうことですか。
議長	よろしいですか。他に質疑ございませんか。
	(発言者なし)
議長	質疑がないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第3号 農地利用集積計画(案)の決定について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)

議 長	<p>全員賛成により、議案第 3 号 農地利用集積計画(案)の決定については、原案通り決しました。</p> <p>続きまして、議案第 4 号 農地中間管理事業に関する配分計画(案)についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) ≪議案第 4 号 農地中間管理事業に関する配分計画(案)について≫
議 長	これより審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。8 番 木村 充 委員。
8 番委員	8 番 木村です。8 1 ページ、機鶴 36 は私の案件なので退室の許可を願います。
議 長	退室を許可します。
	(8 番委員 退席)
議 長	それでは、機鶴 36 についてのみ審議を行います。
	(発言者なし)
議 長	<p>質疑ございませんか。質疑がないようですので、機鶴 36 についてのみ採決を行います。</p> <p>農地中間管理事業に関する配分計画(案)の機鶴 36 について賛成委員の挙手を求めます。</p>
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、農地中間管理事業に関する配分計画(案)の機鶴 36 については、原案どおり決しました。
議 長	8 番 木村 充 委員の入室を許可します。
	(8 番委員 着席)
議 長	引き続き審議を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。7 番 石塚 治己 委員。
7 番 委員	7 番 石塚です。8 6 ページ、機鶴 56 は私の案件なので退室の許可を願います。
議 長	退室を許可します。
	(7 番委員 退席)
議 長	それでは、機鶴 56 についてのみ審議を行います。
議 長	質疑ございませんか。
	(発言者なし)
	<p>質疑がないようですので、機鶴 56 についてのみ採決を行います。</p> <p>農地中間管理事業に関する配分計画(案)の機鶴 56 について賛成委員の挙手を求めます。</p>

	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、農地中間管理事業に関する配分計画(案)の機鶴 56 については、原案どおり決しました。
議 長	7 番 石塚 治己 委員の入室を許可します。
	(7 番委員 着席)
議 長	引き続き機鶴 36、機鶴 56 以外の案件について、審議を行います。
議 長	質疑ございませんか。
	(発言者なし)
議 長	質疑がないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第 4 号 農地中間管理事業に関する配分計画(案)について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 4 号 農地中間管理事業に関する配分計画(案)については、原案通り決しました。 以上をもちまして本日の審議を全て終了します。 次に、農業者年金の裁定請求について、事務局より報告をお願いします。
事 務 局	(説 明) 《農業者年金の裁定請求について》
議 長	質疑ございませんか。
	(発言者なし)
議 長	ないようでしたら報告事項ですので、これをもちまして第 2 5 回西部農地部会を閉会します。
	閉 会 午前 1 0 : 3 0
	<p>議 長 _____ 鈴 木 裕 _____</p> <p>議 事 録 署名委員 _____ 土 岐 善 久 _____</p> <p>議 事 録 署名委員 _____ 重 松 美 鈴 _____</p>